

令和5年度第3回太良町地域公共交通会議及び太良町地域公共交通活性化協議会  
会議議事録

会議の名称	令和5年度第3回太良町地域公共交通合同会議
開催方法	書面による
書面表決書提出期限	令和6年1月22日（月）
内容	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 太良町地域公共交通計画(案)について (全会一致で承認)</p> <p>(2) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(案)について (全会一致で承認)</p> <p>(3) 令和5年度地域公共交通調査事業に関する事業評価(案)について (全会一致で承認)</p> <p>(4) コミュニティバス運賃について (全会一致で承認)</p>
書面表決書提出委員	<p>地域公共交通会議委員 19名中 19名</p> <p>地域公共交通活性化協議会委員 19名中 19名</p> <p>※全委員からの書面表決書回収日：令和6年1月25日（木）</p>
事務局	太良町役場 企画商工課 商工係
<p>1 議案</p> <p>(1) 太良町地域公共交通計画(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 地域公共交通会議委員 19名、地域公共交通活性化協議会委員 19名</li> <li>・反対 なし</li> </ul> <p>(2) 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 地域公共交通会議委員 19名、地域公共交通活性化協議会委員 19名</li> <li>・反対 なし</li> </ul> <p>(3) 令和5年度地域公共交通調査事業に関する事業評価(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 地域公共交通会議委員 19名、地域公共交通活性化協議会委員 19名</li> <li>・反対 なし</li> </ul> <p>(4) コミュニティバス運賃について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成 地域公共交通会議委員 19名、地域公共交通活性化協議会委員 19名</li> <li>・反対 なし</li> </ul> <p>〈その他意見〉 (委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①計画素案 P49 ○と◎の違いは？</li> <li>・②計画素案 P52 目標値では利用者数が示されていますが、人口が減少すると利用者数も減少する可能性があるため人口比(人口割合)を目標値にする方がよいと思います。数値目標に JR、路線バス、コミバスとの接</li> </ul>	

続性を入れる必要はないのか。

(事務局回答)

- ・①定量的なものではなく、○は「関係あり」、◎は「関係が大きい」という定性的なものを示している。
- ・②太良町地域公共交通計画の期間は令和10年までの5年間。現在コミュニティバスの利用者はほとんど高齢者であり、高齢者人口は人口構成から見て5年後でもあまり現在と変わらないと推定されるため、本計画では利用者数の方が適切であると考えた。次期計画策定時にはまた5年後人口を推計して、方針を検討する。  
また、現在のところコミュニティバスが曜日運行であるため、定期的に乗り換えをする住民はほとんど見られず、数値目標を設定するのは難しい。

(委員)

- ・①計画素案事業4  
利用促進策については、区長会や老人会の協力を得て、地区ごとにコミュニティバスの活用体験会などを開催するのはどうか。
- ・②計画素案事業5  
住民主体の連絡協議会が活性化することを期待したい。
- ・③計画素案事業6  
しおさい館周辺の「住民が集える憩いの街づくり」と一体的に進めてほしい。
- ・④資料2, 3の評価指標ABCについて具体的に示されていないので示した方がよいのでは。

(事務局回答)

- ・①～③令和6年度に事業計画をたてる。その際に検討していきたい。
- ・④国の方針で以下のとおり示されている。資料2, 3には示されていないため来年度以降気を付けたい。

事業実施の適切性

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

目標・効果達成状況

A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）

B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）

C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

(委員)

- ・①公共交通(一般町民・広域)、コミュニティバス(高齢町民対象・町政)、各種福祉事業送迎(利用者のみ)の主旨、住み分けを間違えないよう議論してもらいたい。

(事務局回答)

- ・今回の計画では、路線バス、コミュニティバス、福祉事業者の送迎車は、それぞれ別の主体が運行す

るものとしている。ただし、今後、相互協力が必要になることがあれば違った検討も必要になるのではないかと考えています。

(委員)

- ・小中高生徒の下校時のバス利用の検討をお願いしたい。

(事務局回答)

- ・学校関係については、学校教育との関係で検討を進める。現在のコミュニティバスは曜日運行であり、そのまま生徒が利用するのは現状難しい。